

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 イーウェーブ
代表者名 代表取締役社長 滝澤 正盛
(コード番号 3732 大証 ハラクス グローブ)
問合せ先 取締役管理部担当 清水 陽子
TEL 06 4705-3901

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成 18 年 6 月 28 日に開催予定の当社第 18 期定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、当営業年度において資本金が 5 億円以上となりましたことにより、上記株主総会終結の時から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の適用を受けることとなります。このため所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で取締役会の決議により減免できる旨、また社外取締役、社外監査役および会計監査人がその役割を十分に発揮できるように、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号、以下「会社法」という)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年第 87 号、以下「整備法」という)が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。

第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主総会において株主の皆様により充実した情報の開示をすることを可能とするものです。

第 24 条 (取締役会の書面決議)

取締役会が開催できない場合等に備えて、取締役の全員の書面等による同意の意思表示その他法令の定める要件を充たす場合には取締役会の決議の省略を可能とするものです。

第 42 条 (剰余金の配当等の決定機関)

取締役会の決議により、将来的に必要なに応じた機動的な配当政策の実施を可能とするものです。

その他、会社法の施行に伴い、定款にその定めがあるとみなされる事項に関し、新設および所要の変更を行うものです。

- (4) その他、不要となる条文を削除すると共に、引用する法律条文や必要な文言の変更および条の構成や順序、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日 (水)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、86,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日) 第7条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録の手続き、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、届出の受理、株券喪失登録の手続き、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、86,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>第10条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<p>第15条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>2 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第20条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬) 第24条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の員数) 第25条 <u>当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p>(監査役の員数) 第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(監査役の選任) 第26条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(監査役の選任) 第30条 (現行どおり)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬) 第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第38条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第39条 会計監査人は株主総会において選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当金) 第30条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および端株原簿に記載または記録された株主、端株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、端株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第32条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第41条 当社は会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によつては定めず、取締役会の決議によつて定める。</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>